

吉野川で初となる河川のパートナー2団体が指定されました。

「河川協力団体」認定証の伝達式を執り行います。

昨年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、この中で『河川協力団体制度』が創設されました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

これを受け、平成26年2月から徳島河川国道事務所が管理する吉野川の直轄河川区間について、『河川協力団体』の募集を行い、吉野川では『AMEMBO』、『阿波バラス株式会社』の2団体が指定されました。

つきましては、下記の通り『河川協力団体』認定証の伝達式を執り行いますのでお知らせします。

- 日時：平成26年5月2日（金）午前10時から
- 場所：徳島河川国道事務所 第1会議室

今後は、活動実施計画書に基づき、河川パートナーとして、活動いただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実にご寄与することを期待します。

～四国地方整備局管内の指定状況はホームページでもご確認いただけます～
<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/date/kasenkyoryokudanantai.pdf>

平成26年4月28日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

TEL:088-654-2211（代表）

◎副 所 長：福田 浩（内線 205）

河川管理課長：片山 和夫（内線 331）

◎：主たる問い合わせ先

■徳島河川国道事務所における『河川協力団体』の状況

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所・事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
国（四国地方整備局） 第1号	平成26年4月24日	AMEMBO	徳島県美馬市美馬町字 銀杏木76番地2	吉野川	吉野川	左岸：吉野川 国管理区間上流端（77K69）	左岸：吉野川 国管理区間下流端（40K2）
						右岸：吉野川 国管理区間上流端（77K69）	右岸：吉野川 国管理区間下流端（40K2）
国（四国地方整備局） 第2号	平成26年4月24日	阿波ハラス 株式会社	徳島県吉野川市鴨島町 鴨島151番地の1	吉野川	吉野川	左岸：吉野川 国管理区間上流端（36K0）	左岸：吉野川 国管理区間下流端（25K4）
						左岸：吉野川 国管理区間上流端（36K0）	左岸：吉野川 国管理区間下流端（25K4）

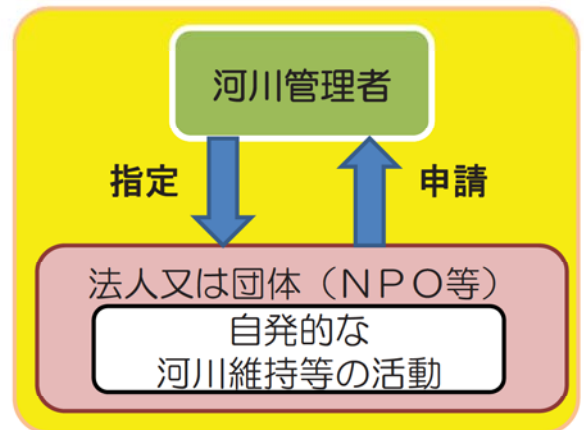
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8 (河川協力団体の指定)
第58条の9 (河川協力団体の業務)
第58条の10 (監督等)
第58条の11 (情報の提供等)
第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

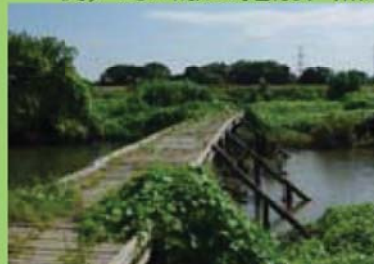
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良